

(表)

(※この通知は、豊川市に固定資産をお持ちの方を対象に送付しています。)

# 空き家の適切な管理のお願い

空き家を適切に管理しないで放置しておくると老朽化が進行するとともに草木の繁茂や建築材等の飛散などにより、周囲の方に迷惑をかけてしまう可能性もあります。

適切な時期に、換気・点検・清掃・草刈りなど適切な維持管理を実施して快適な地域づくりに努めましょう。

## 維持管理が難しい場合

遠方にお住まいなどの事情により、ご自身での維持管理が難しい場合には、豊川市シルバー人材センター【0533-84-1851】に有料にてご依頼いただくこともできます。



お問い合わせは 豊川市役所建設部建築課（空き家担当）0533-89-2144 まで

(裏)

(※この通知は、豊川市に固定資産をお持ちの方を対象に送付しています。)

利活用をお考えの方

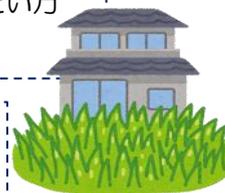
## 空家バンクに登録してみませんか？

豊川市では、市内の空き家等を有効活用することにより地域の活性化や定住の促進を図るため、平成30年3月に「豊川市空家バンク」を設置しました。

現在活用していない空き家（戸建て）をお持ちで、その空き家を売りたい方や貸したい方は、是非「豊川市空家バンク」にご登録ください。

### 空家バンクとは？

空き家の売却や賃貸を希望する所有者から提供された空き家の情報を、空き家の利用希望者へ紹介する制度です。



取壊しをお考えの方

## 老朽空き家等解体費補助金について

平成30年度から、市内の老朽化した空き家や危険な空き家の解体工事に要する費用の一部を助成する「豊川市老朽空き家等解体費補助金」制度を開始しました。

制度ご利用には一定の条件がありますので、詳しくは下記までお問合せください。

【豊川市役所 建築課 電話0533-89-2144】